

子育てのための施設等利用給付認定の手引き (幼児教育・保育の無償化について)

重 要

国立・私立幼稚園、預かり保育、認可外保育施設、一時預かり保育等を利用している方向けの手引きです。

保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業等を利用している方は、『保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業利用の手引き』をご覧ください。



奈良市 子ども未来部 子ども給付課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL: 0742-34-5086

電子申請はこちら

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/10822.html#denshi>

奈良市 保育 手続 電子申請

検索



保育所等の最新情報や申請書類のダウンロードは奈良市ホームページから

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/10822.html>

奈良市 保育 手続

検索



幼児教育・保育の無償化制度については奈良市ホームページから

<https://www.city.nara.lg.jp/site/kosodate/1282.html>

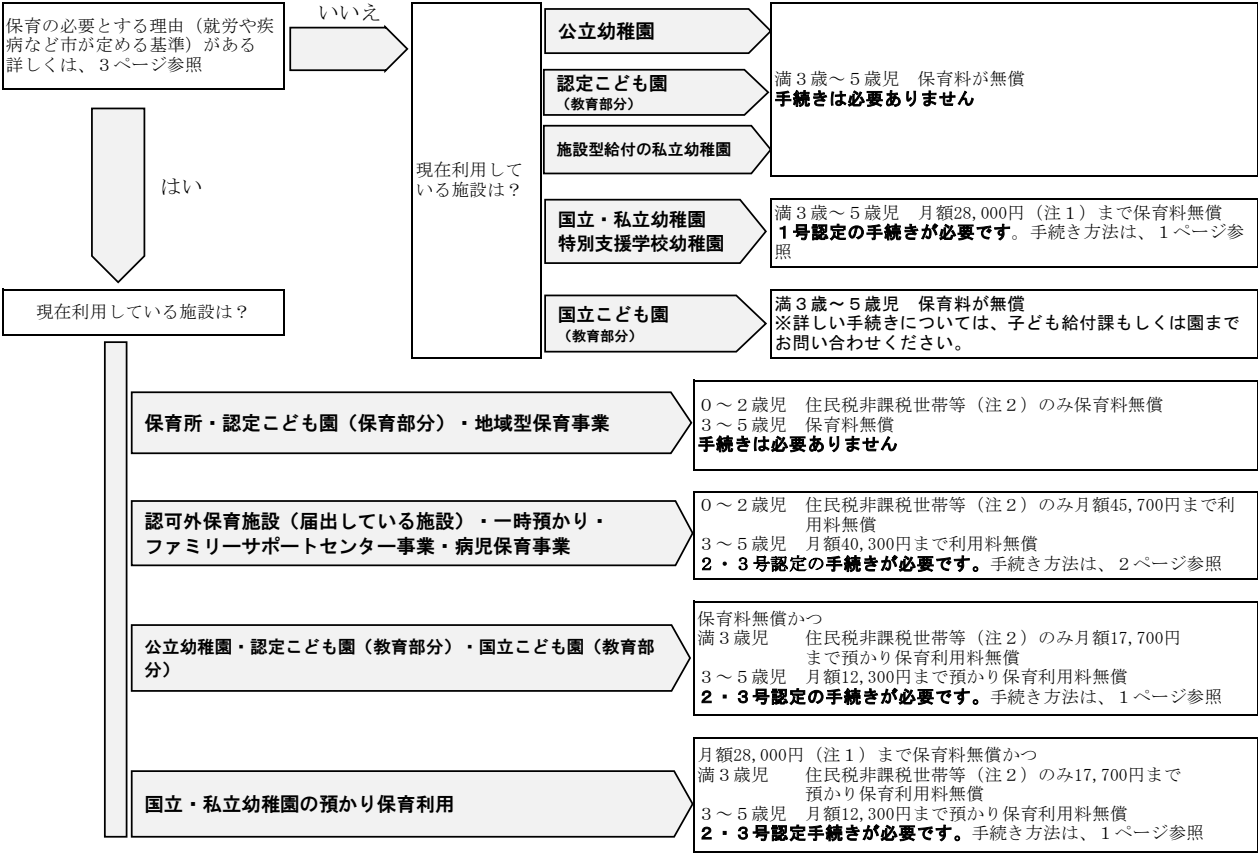
奈良市 無償化 手続

検索



幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まりました。下記のフローチャートを参考に手続きが必要な方は、手続きをしてください。



（注1）国立大学附属幼稚園は月額8,700円、国立特別支援学校幼稚部は月額400円になります。

（注2）住民税非課税世帯等とは、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯・里親です。

※預かり保育は、利用日数に応じて月額の上限額が変わります（490円×利用日数）。また、預かり保育は園の提供時間8時間未満または年間開園日数200日未満の場合、預かり保育のほか認可外保育施設等も対象になります。詳しくは子ども給付課まで。

※企業主導型保育事業は、各事業所で手続きをしてください。

※奈良教育大学附属幼保連携型認定こども園の手続きは、子ども給付課もしくは直接園にお問い合わせください。

も く じ

- 1 国立・私立幼稚園の無償化手続きをしたい・・・1ページ
- 2 幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育の無償化手続きをしたい・・・1ページ
- 3 認可外保育施設（企業主導型保育事業除く）・一時預かり・ファミリーサポートセンター事業・病児保育事業の無償化手続きをしたい・・・2ページ
- 4 保育を必要とする理由・・・3ページ
- 5 保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類一覧・・・4ページ
- 6 幼児教育・保育無償化のFAQ・・・5ページ
- 7 市区町村税（非）課税証明書について・・・6ページ
- 8 本人確認ができる書類について・・・6ページ

◎ 幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業等の入園手続きについては、『幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育事業 入園の手引き』をご覧ください。

1 国立・私立幼稚園の無償化手続きをしたい

下記の流れで手続きしてください。なお、預かり保育も手続きしたい場合は、項目2の手続きをご覧ください。

新
1
号
認
定

ステップ1 利用(予定)している幼稚園または子ども給付課へ1号認定の申請

利用開始日の前日(閉園日の場合は、その直前の開園日)までに、幼稚園または子ども給付課へ提出してください。

◇1号認定に必要な書類

- ①施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)【幼稚園または子ども給付課で配付。ダウンロード・電子申請も可】
- ②本年1月1日時点で奈良市外に住民票があった方は、市区町村民税(非)課税証明書(保護者全員分)の提出が必要です。
※必要な年度については、利用される月で異なりますので6ページを参照ください。



ステップ2 施設等利用給付認定通知書が到着

※施設等利用給付認定通知書の発送には時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

ステップ3 保育料無償化が開始

認定された日から無償化されます。

※施設等利用給付認定通知書に記載されている「認定期間」を必ず確認してください。

2 幼稚園・認定こども園(教育部分)の預かり保育等の無償化手続きをしたい

新
2
・
3
号
認
定

ステップ1 条件の確認

◇年齢の確認

対象年齢児	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	所得制限
5歳児	R2(2020).4.2～R3(2021)4.1	R3(2021).4.2～R4(2022)4.1	なし
4歳児	R3(2021).4.2～R4(2022)4.1	R4(2022).4.2～R5(2023)4.1	
3歳児	R4(2022).4.2～R5(2023)4.1	R5(2023).4.2～R6(2024)4.1	
満3歳 (2歳児)	満3歳到達日～R6(2024)4.1	満3歳到達日～R7(2025)4.1	住民税非課税 世帯等のみ

※0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯・里親のみ対象です。

◇保護者全員が保育を必要とする理由のいずれか1つに該当すること(詳細は3ページ)

ステップ2 保育の必要性の認定申込

◇申込期間・受付時間

- 利用希望(開始)日の3ヶ月前から前日(閉庁日の場合は、その直前の開庁日)です。
- 窓口での受付時間は午前9時00分～午後5時00分

◇申請場所

- 子ども給付課

◇2・3号認定申込に必要な書類

- ①施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)【子ども給付課で配付。ダウンロード・電子申請も可】
- ②保護者(申請者)の本人確認できる書類(詳細は、6ページ)
- ③保護者全員分の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類等(詳細は、4ページ)
- ④本年1月1日時点で奈良市外に住民票があった方は、市区町村民税(非)課税証明書(保護者全員分)の提出が必要です。
※必要な年度については、利用される月で異なりますので6ページを参照ください。



ステップ3 施設等利用給付認定通知書が到着

※施設等利用給付認定通知書の発送には時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

ステップ4 保育料無償化が開始

認定された日から無償化されます。

※施設等利用給付認定通知書に記載されている「認定期間」を必ず確認してください。

3 認可外保育施設(企業主導型保育事業除く)・一時預かり・ファミリーサポートセンター事業・病児保育事業の無償化手続きをしたい

ステップ1 条件の確認

◇年齢の確認

対象年齢児	令和8年度(2026年度)	令和9年度(2027年度)	所得制限
5歳児	R2(2020).4.2～R3(2021)4.1	R3(2021).4.2～R4(2022)4.1	なし
4歳児	R3(2021).4.2～R4(2022)4.1	R4(2022).4.2～R5(2023)4.1	
3歳児	R4(2022).4.2～R5(2023)4.1	R5(2023).4.2～R6(2024)4.1	
2歳児～0歳児	R5(2023).4.2～出生日	R6(2024).4.2～出生日	住民税非課税世帯等のみ

※0～2歳児クラスは、住民税非課税世帯・生活保護受給世帯・里親のみ対象です。

◇保育所・認定こども園等を利用できていない。

◇保護者全員が保育を必要とする理由のいずれか1つに該当すること(詳細は3ページ)

ステップ2 保育の必要性の認定申込

◇申込期間・受付時間

- 利用希望(開始)日の**3ヶ月前から前日**(閉庁日の場合は、その直前の開庁日)です。
- 窓口での受付時間は午前9時00分～午後5時00分

◇申請場所

- 子ども給付課

◇2・3号認定申込に必要な書類

- ①施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号)【子ども給付課で配付。ダウンロード・電子申請可】
 - ②保護者(申請者)の本人確認できる書類(詳細は、6ページ)
 - ③保護者全員分の保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類等(詳細は、4ページ)
 - ④保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書(認可保育所等を申込みしていない方のみ)
 - ⑤本年1月1日時点で奈良市外に住民票があった方は、市区町村民税(非)課税証明書(保護者全員分)の提出が必要です。
- ※必要な年度については、利用される月で異なりますので6ページを参照ください。



ステップ3 施設等利用給付認定通知書が到着

※施設等利用給付認定通知書の発送には時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

ステップ4 保育料無償化が開始

認定された日から無償化されます。

※施設等利用給付認定通知書に記載されている「認定期間」を必ず確認してください。

4 保育を必要とする理由

保護者ともに下記の1～10のいずれかの理由が必要です。保育を必要とする理由を確認するための書類は、4ページを参照してください。

	保育を必要とする理由	認定の有効期限
1	就労(金銭が発生しないものは対象外) ・月64時間以上の就労の常態(家事除く) ・就労内定証明書を提出する方を含む ※月64時間以上の条件は、毎月満たす必要がありますので、長期休業のある就労はご注意ください。 ※税データで給与収入等が確認できない場合、対象外になる場合があります。	退職日まで ※育児休業を取得する方は保育理由9参照
2	妊娠中・出産後	出産予定月の前2ヶ月から出産月の後2ヶ月まで(最大5カ月間) ※多胎児以上妊娠の方は前3ヶ月から
3	保護者の疾病、障がい等 ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1ヶ月以上必要な場合	疾病等が回復した日まで
4	同居親族の常時看護・介護 ・医師の診断書や各障がい者手帳等で確認 ・治療や入院が1ヶ月以上必要な場合 ※同居親族とは居住地・住民票が同一であることが条件	介護、看護が終了する日まで
5	震災、風水害、火災等の災害復旧	復旧し保育の必要がなくなった日まで
6	求職活動(継続要件としては年度内1回のみ) ・起業準備をしている方を含む	求職活動開始日から2ヶ月後まで ※期間中に就労証明書を提出した場合、認定を継続可能。期間は保育理由1と同じ。
7	就学 ・学校、職業訓練校等で修学に専念する方	学校等を卒業、修了する日まで
8	社会的養護が必要な方 ・虐待やDV被害を受けている またはおそれがある場合	理由が解消された日まで
9	育児休業取得による継続 ・以下の3つの条件を満たしている場合のみ (1) 育児休業法に基づく育児休業を取得し、生まれた子どもの満3歳までに復職を予定している場合 (2) 在籍する幼稚園や認定こども園の預かり保育事業を利用して、又は特定の認可外保育施設を継続的に利用している場合 (3) 育児休業を取得する前かが在籍している幼稚園や認定こども園、認可外保育施設を継続利用する場合	生まれる子どもが満3歳に達する前日まで ※認定期間中であっても、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業は給付の対象となりませんので、ご注意ください。 ※認可外保育施設を利用している場合であっても、複数の認可外保育施設を併用している場合等、継続的に利用していないとみなされる場合は、給付の対象となりませんので、ご注意ください。
10	その他、奈良市が認める理由	
	(1) 離婚調停申立、行方不明、拘禁等により配偶者と別居中の方。子どもと同居する保護者が1～9に該当	保育を必要とする理由1～9に同じ
	(2) 父母が不存在で、かつ65歳以上の保護者の方	保育を必要とする理由1に基づく認定を受けている場合に限り、1に同じ

※DV被害を受けているなど、やむを得ず住民票を異動していない方はご相談ください。



ひとり親の場合は、手続きのときにこういった書類を提出したらいいの？

ひとり親の場合は、上記の表【保育を必要とする理由】を証明する書類に加え、ひとり親家庭が分かる書類(例:離婚受理証明書・戸籍謄本 等)を併せて提出してください。

ただし、奈良市発行の「ひとり親家庭医療費助成受給資格証・児童扶養手当証書」をお持ちの場合は、ご提出不要です。

5 保育必要性の理由証明書又は申立書と確認書類一覧

保護者は、どれか1項目から必ず提出する必要があります。

保育を必要とする理由の状況	理由証明書・申立書	立証する確認書類(コピー可)	その他に準ずるもの
会社員・派遣社員・公務員 パート・アルバイト等 (単身赴任の方も含まれます。) 給与所得の方	就労証明書 【ダウンロード番号:2-1】	全て左の証明書で確認します。就労先で漏れなく証明してもらってください。	月あたりの採用日・勤務時間 勤務先・給与額等が分かる 採用(内定)通知書
1 自営業(個人事業主) 事業の専従者等 事業所得・農業所得の方 ※農林水畜産業を営んでいる 方も含まれます。	自営業等申立書 【ダウンロード番号:2-2】	確定申告書の第一表・二表(前年のもの) 法人登記簿 営業許可証、開廃業等届出書 青色申告承認申請書 ※それぞれ1年以内に発行されたもの 専従者は、青色事業専従者給与に 関する届出書	新規開業した方は、売上 金が確認できる書類 専従者の方は、確定申告 書第二表の事業専従者の 欄に氏名が記載され ていることでも可とします。
内職に従事する者	内職申立書兼証明書 【ダウンロード番号:2-3】	全て左の証明書で確認します。就労先で漏れなく証明してもらってください。	
就職が内定している者	就労証明書(予定を記入) 【ダウンロード番号:2-1】	採用通知書(勤務内容がわかるもの) ※就労開始後、就労証明書の提出が必要	※最初の給与明細書等 を添付します。
2 妊娠中・出産後の方 ※切迫流産等の方は保育理由 3の書類も必要です。	申立書(妊娠出産) 【ダウンロード番号:2-4】	母子健康手帳(手帳No.の記載でも可) ※出産後に異動届を提出してください。	
3 疾病や負傷による入院の方	申立書(疾病・障がい) 【ダウンロード番号:2-4】	医師の診断書(入院期間が記載されたもの)	入院証明書
疾病や負傷による 通院治療の方		医師の診断書(治療期間が記載されたもの) 自立支援医療受給者証	
心身障がい者手帳等の所持者		身体障害者手帳 精神障害者保健福祉 手帳、療育手帳	医師の診断書
4 同居する親族を介護・看護 している方 ※同居する親族とは、居住地・住民 票が同一であることが条件です。	申立書(介護・看護) 【ダウンロード番号:2-4】	身体障害者手帳 精神障害者保健福祉 手帳 療育手帳 介護保険被保険者証 小児慢性特定疾患児手帳(すこやか手帳) 医師の診断書(治療期間が記載されたもの) 医師の診断書(入院期間が記載されたもの)	介護サービス計画書 施設入所証明書
5 風水害や震災復旧にあたる方	災害復旧申立書 【ダウンロード番号:2-5】	罹災証明書 被災証明書	
6 求職活動に専念している方	求職活動申立書 【ダウンロード番号:2-6】	雇用保険受給者証(離職票) ハロー ワークの登録証 労働(人材)派遣会社 の登録が確認できるもの	解雇通知書 就労の面接結果通知 就職支援セミナー参加を確認
起業準備をしている方		法務局に提出した会社設立登記申請書 類(設立登記申請書、認証された定款)	
7 学校で修学している方 職業訓練校に在籍している方 ※学校教育法に規定する学校または 職業能力開発促進法に規定する職業訓練等	就学申立書 【ダウンロード番号:2-7】	在学、在校証明書(就学、受講期間を明 示)と授業時間が確認できるもの(カリキ ュラム、時間割表)	合格通知 受講決定通知
8 社会的養護(法令に基づく)が 必要な方(DVや児童虐待被害を 受けているまたはおそれがある方)	家庭状況申立書 【ダウンロード番号:2-8】	裁判所の保護命令 配偶者暴力支援センターの証明書 共生社会推進課の来所相談証明書	
9 育児休業を取得している利用 継続の方	就労証明書 (育児休業期間を記入) 【ダウンロード番号:2-1】	育児休業の取得を事業主が証明する書類 ※復帰後、復職した証明を提出します。	
10 離婚の調停申立をしている方	上記の保育理由1～8に該 当する証明書又は申立書 に加えて、家庭状況申立 書 【ダウンロード番号:2-8】	上記の保育理由1～8に該当する確認書 類に加えて、右欄の書類も提出します。	夫婦関係等調整調停申立書 事件係属証明書 等
配偶者が拘禁等により不在の方			収監証明書 拘留通知書 在所証明書
父母がともに不在の保護者			戸籍謄本等 児童手当認定通知

いつまでの証明日であれば、有効ですか？

証明内容に変更が無い前提になりますが、就労証明書・医師の診断書等は、3ヶ月以内のもの。自営業等の確認書類は直近1年以内に発行された確認書類を添付してください。また、証明内容等を確認するために勤務先等に直接照会する場合があります。



6 幼児教育・保育無償化のFAQ

認定がなくても、無償化の対象になりますか？

施設等利用給付認定がなければ、**無償化の対象になりません**。対象になる方は**必ず認定申請してください**。

過去に遡^{さかのぼ}って認定を受けることはできますか？

過去に遡って認定をすることができません。必ず利用開始日の前日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに認定申請をしてください。

給食費などすべて、無償化されるのですか？

実費負担分（通園送迎費、行事費、給食費（副食費を含む）、延長保育料など）は無償化にはなりません。**実費負担分は、各園・各事業所に支払ってください**。また、保育料についても**月額の上限額を超えた場合は、超えた分については負担**することになります。

国立・私立幼稚園の入園料も対象外ですか？

幼稚園の入園料は**入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象**になります。

例：私立幼稚園へ4月入園で入園料12万円、毎月の保育料が2万円の場合

入 園 料		保育料		無償化の上限額		実質負担額
1万円	+	2万円	-	2万8,000円	=	2,000円
入園料 12万円 / 初年度の在籍月数 12か月						

幼稚園・こども園（教育部分）の預かり保育の上限額は、どのように計算するのですか？

490円×利用日数で上限額を定めます。ただし、月額12,300円が上限です。また、住民税非課税世帯の満3歳から満3歳後の最初の3月31日までは、月額17,700円が上限です。

保育要件（2・3号認定）で認定されましたが、就学前まで継続されますか？

保育要件は、毎月満たしていれば継続されます。また、**年に1回現況届**で保育要件が満たされているか確認します。

施設等利用給付認定（無償化の認定）を受けています。市外転出したらどうなりますか？

住民票を異動し市外に転出されますと、奈良市から受けている施設等利用給付認定（無償化の認定）は終了となります。引き続き施設等利用給付認定（無償化の認定）が必要な場合は、あらためて転出先の市町村で手続きが必要となりますので、転出先の市町村でご確認ください。

7 市区町村民税(非)課税証明書について

保護者(父母)等の市区町村民税額に基づいて、0～2歳児無償化及び給食費の負担軽減等を決定します。転入されてきた方は、奈良市にて市区町村民税額が把握できないため、無償化の認定等を決定することができません。無償化の認定等のため、下記を参照のうえ、書類の提出をお願いします。なお、個人番号(マイナンバー)を記載している場合は、省略できます。

◇令和7年9月～令和8年8月利用希望 かつ 令和7年1月2日以降に転入してきた方

・必要書類: 令和7年度市区町村税民(非)課税証明書

◇令和8年9月～令和9年8月利用希望 かつ 令和8年1月2日以降に転入してきた方

・必要書類: 令和8年度市区町村税民(非)課税証明書

◇海外収入等がある場合、その収入も含めて無償化の認定等決定します。必要な書類等、詳細はお問い合わせください。

【注意事項】

- 1、父母の所得等によっては、家計の主宰者である同居祖父母等の証明書が必要な場合があります。
- 2、生活保護受給中の方は提出は不要ですが、生活保護受給者証のコピーを提出してください。

8 本人確認ができる書類について

①1点のみで確認できる書類

・本人の顔写真付きの公的証明書

(例: 個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公庁から発行・発給された書類)

②2点で確認できる書類

・本人の顔写真なしの公的証明書

(例: 母子健康手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、各種年金手帳、小児慢性特定疾患児手帳、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、納税通知書、源泉徴収票、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、印鑑登録証明書、住基カードなど)

※保護者以外(代理人)が申請する場合

- ・法定代理人: 戸籍(除籍)謄本、代理人の本人確認及び個人番号の確認できる書類
- ・任意代理人: 委任状、代理人の本人確認及び個人番号の確認できる書類